

原 議 保 存 期 間 3 年
(平成29年3月31日まで)

警 視 庁 生 活 安 全 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 方 面 本 部 長
(参考送付先)

警 察 庁 丁 生 企 発 第 2 9 7 号
平 成 2 5 年 6 月 2 8 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 生 活 安 全 企 画 課 長

各管区警察局広域調整部長

子どもの犯罪被害防止対策の徹底について

子どもの犯罪被害を防止するための施策の実施については、「女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について」(平成11年12月16日付け警察庁乙生発第16号、警察庁乙官発第39号、警察庁乙刑発第13号)、「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領の制定について」(平成17年5月19日付け警察庁丙生企発第47号等)、「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」(平成17年12月6日付け警察庁丙生企発第107号等)等に基づき推進しているところであるが、今次、東京都内において、下校途中の複数の小学生が刃物で切りつけられるという事件が発生した。

この種事案は、被害者や被害関係者の心身に大きな影響を及ぼすとともに、地域社会に著しい不安を与えるものであることから、未然防止対策が極めて重要である。

各都道府県警察においては、夏休み期間を控え、子どもの家庭・学校外での活動の機会が増えることを踏まえ、次の点に配意し、子どもの犯罪被害防止対策の徹底を期されたい。

記

1 学校周辺や通学路等における街頭活動の強化

警察官による街頭活動を実施するに当たっては、学校周辺、通学路、公園等の子どもに対する犯罪や声掛け、つきまとい等の前兆事案が発生しやすい場所において、制服警察官により通学時間帯などを中心に強化すること。

2 関係機関・団体との連携の強化

教育委員会、学校、学習塾、防犯ボランティア、地域住民、保護者等と防犯情報や不審者等に関する情報を交換する機会を設けて情報の共有化を図るなど、関係機関・団体との連携を強化すること。

3 子ども110番の家との連携

「子ども110番の家」として、危険に遭遇した子どもの一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアと連携するとともに、子どもに対しても「子ども110番の家」の設置場所及び利用方法についての周知を図ること。

4 先制・予防的活動の推進

子ども被害の犯罪や声掛け、つきまとい等の前兆事案については、管轄する警察署のみならず、隣接警察署等と情報を共有し、よう撃捜査、行動確認等を行い、早期に行為者の特定及び検挙等に努めること。

